

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年8月1日作成)

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：認定法）																
根拠条項	第4条																
許認可等の種類	一般社団法人及び一般財団法人の公益認定																
法令の定め	（認定法） 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。																
審査基準	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）																
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>4日・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span></td> <td>（注：休日は含まない。）</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>（</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>2.5日・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span></td> <td>（北海道公益認定等審議会</td> <td>）</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>1.5日・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span></td> <td>（</td> <td>）</td> </tr> </table>	総期間	4日・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span>	（注：休日は含まない。）	）	経由機関	日・月	（	）	協議機関	2.5日・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span>	（北海道公益認定等審議会	）	処分機関	1.5日・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span>	（	）
総期間	4日・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span>	（注：休日は含まない。）	）														
経由機関	日・月	（	）														
協議機関	2.5日・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span>	（北海道公益認定等審議会	）														
処分機関	1.5日・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">月</span>	（	）														
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号：011-204-5004）																
申請先	同上（電話番号：）																
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号：）																
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98869.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98869.html</a> ）																